

民俗学と地域活性化

菊池 健策

都市部への人口集住が進み、過疎化、少子高齢化という現象が見られるようになった。それに伴い限界集落という指摘もなされるようになった。このような現象は中山間地域のみならず、都市部あるいは町場においてもドーナツ化現象という用語で表されるように夜間居住人口の減少が見られるようになった。

このような日本社会のあり方の中で地域活性化が叫ばれるようになってから久しく時間が経過し、非日常的なイベントとしての村おこしや、地域活性化の取り組みが実践されるようになってきた。しかしながら、その一方で、過疎や少子高齢化により地域の日常生活や社会生活が崩壊しつつあるのも現実である。

このような中で地域社会が活力を取り戻していく為に様々な施策が講じられてきた。たとえば中山間地域直接支払制度などもその一つである。また、通称歴まち法と呼ばれる「地域における歴史的風致の維持および向上に関する法律」(平成20年11月4日施行)などが施行され、地域の振興を施策として図る取り組みが続けられている。歴まち法ではその目的や対象について次のようにされている。「我が国のまちには、城や神社、仏閣などの歴史上価値の高い建造物が、またその周辺には町家や武家屋敷などの歴史的な建造物が残されており、そこで工芸品の製造・販売や祭礼行事など、歴史や伝統を反映した人々の生活が営まれることにより、それぞれの地域固有の風情、情緒、たたずまいを醸し出しています。しかしながら、維持管理には多くの費用と手間がかかること、高齢化や人口減少による担い手が不足していることにより、歴史的価値の高い建造物や歴史や伝統を反映した人々の生活が失われつつあります。」

この取り組みを実際の事業として展開するためには、地域社会の歴史や文化を守っていくための計画として市町村が「歴史的風致維持向上計画」を作成したうえで、歴史的風致維持向上計画として国の認定を受けなくてはならない。この計画の対象になるのは、重点区域である「重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地」又は「重要伝統的建造物群保存地区内の土地の区域」と、「その周辺の土地の区域」に伝えられてきた歴史および伝統とされている。

さらに、文化財の分野では従来の指定文化財を対象にした制度とは異なり、未指定の文化財も対象にした補助制度である「文化遺産を活かした地域活性化事業」が展開されている。これらの事業では文化財の保存のみならず、文化財を活用することを目的にした事業が行われている。これらの事業の中で日常性と非日常性、毎年繰り返し行われる民俗文化としての行事と一過性のイベント化されて活用される行事が存在している。

地域の日常生活や社会生活が崩壊しつつあり、また民俗文化が様々な活用を図られようとしている現代において、一過性でない「地域活性化」を成し遂げていくために、民俗学は何ができるのであろうか。さらに中山間地域直接支払制度や歴史まちづくり法のような各種の地域振興政策や施策に対して、民俗学はこれまで十分に与してこなかったといえる。現在の地域活性化の為に政策や施策は、モノのみならず年中行事や祭りといった人々の営みも対象に展開されているといってもよく、そのような現状の中で、地域文化研究の第一線に立つべき民俗学が「地域活性化」という現代的課題に対して同向き合い取り組むべきなのか改めて問い直したい。